

成年後見制度とは



成年後見制度にはすでに判断能力が低下している場合に利用する法定後見制度と、判断能力があるうちに将来に備えて契約を結んでおく任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度

法定後見制度は類型によって、本人の代わりに行うことができる範囲が変わります。

補助

判断能力が不十分とされるかた
申立により裁判所が定める行為について
同意、取り消し・代理ができる

保佐

判断能力が著しく不十分とされるかた
借金や相続の承認などの法律行為と
裁判所が定める行為について同意、
取り消し・代理ができる

後見

判断能力が欠けているのが通常の状態のかた
原則としてすべての法律行為を代理できる

任意後見制度



判断能力があるうちに、将来判断能力が低下した時に備えて、本人自らで選んだ人（任意後見人）に代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。任意後見契約は公正証書によって結ぶものとされています。判断能力が低下した際に、家庭裁判所へ任意後見監督人選任の申立を行います。そこから後見業務がスタートです。

成年後見制度に関する相談は、 中核機関へご相談ください。

地域あんしんセンターたちかわは、成年後見制度の中核機関として、立川市と連携、協働し、成年後見制度に関する相談を受け付けております。

中核機関へのお問合せ



地域あんしんセンターたちかわ

月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00
立川市富士見町 2-36-47
立川市総合福祉センター内

TEL: 042-529-8319
FAX: 042-526-6081
MAIL: anshin@tachikawa-shakyo.jp

立川市中核機関担当課

立川市役所

月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00
立川市泉町1156-9
TEL: 042-523-2111（代表）

高齢福祉課

高齢者（65歳以上の方）や介護保険制度を利用しているかたの相談窓口

障害福祉課

知的障害、精神障害、身体障害などがあるかたの相談窓口

福祉総務課

立川市成年後見制度利用促進計画についての窓口

社会福祉法人
立川市社会福祉協議会
地域あんしんセンターたちかわ



成年後見制度のごあんない



認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になると、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、自分でこれらのことをすることが難しい場合があります。ご本人に不利益な結果を招くことがないように保護し、支援するのが成年後見制度です。地域あんしんセンターたちかわでは、成年後見制度の利用に関してのご相談を受け付けております。



地域あんしんセンターたちかわでは、成年後見制度の利用に関するご相談から将来へのちょっとした不安まで ご相談を受け付けております。

地域あんしんセンターたちかわは、立川市と協働し、成年後見制度に関する中核機関を運営しています。中核機関とは、成年後見制度やその手続きに関する相談をはじめ、親族等の成年後見人等に対する相談や情報交換の場の提供、地域関係者のネットワークづくり等を行っている機関です。また、法人後見の受任や、社会貢献型後見人（市民後見人）の養成・支援を行っています。

相談受付

成年後見制度に関する相談を受け付け、サポートします。成年後見制度だけではなく、その他の福祉サービスや日常生活自立支援事業などのサービスの紹介も行います。

広報・啓発

成年後見制度や権利擁護に関する講演会などのイベントを実施します。ご依頼があれば、成年後見制度や権利擁護に関する出前講座も行います。お気軽にお問い合わせください。

市民後見人の養成・支援

市民後見人養成講座を実施しています。市民後見人を希望される方向けにフォローアップ研修を実施しています。実際に市民後見人を受任した後にも定期報告などをサポートします。

申立てに関する支援

申立の方法や書き方など、支援を行います。ご本人やご親族からの相談も受け付けております。立川市と連携し、市長申立支援も行います。

後見人支援

実際に後見業務を担うご親族や専門職のかたからの相談を受け、よりよい後見業務のために、関係機関の調整など、サポートします。

権利擁護支援のネットワーク

ご本人とその関係者を支えるネットワークの構築のため、福祉関係者や後見業務を担う専門職のかた、金融機関のかたなどと、権利擁護のネットワークを構築しています。

日常生活自立支援事業や法人後見の受任も実施しています

日常生活自立支援事業は、認知症や知的障害、精神障害などによって、日常的な手続きや金銭管理をひとりで行うことに不安があるかたや、自分ひとりでは判断が難しかたの福祉サービス利用の支援や金銭管理のサポートを、ご本人との契約によって支援します。要介護認定や障害者手帳がなくても利用可能です。また、立川市社会福祉協議会では法人で後見人を担っております。基準に該当するかたについては、法人が後見人となりサポートさせていただいております。お気軽にご相談ください。